

高知大学全学教育機構規則

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 70 号

最終改正 令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 29 条第 1 項の規定に基づき高知大学（以下「本学」という。）に設置する高知大学全学教育機構（以下「機構」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 機構は、本学の学士課程、修士課程、専門職学位課程及び博士課程に関して、その教育課程の実施と教育の内部質保証の推進について審議する。

2 機構は、必要に応じて、審議結果を国立大学法人高知大学教育研究評議会に報告しなければならない。

(組織)

第 3 条 機構は、以下に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 教育を担当する副学長
- (3) 共通教育主管
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 研究科専攻長
- (7) 土佐さきがけプログラム運営委員会委員長
- (8) 学び創造センター長
- (9) データサイエンスセンター長
- (10) グローバル教育支援センター長
- (11) 教師教育センター長
- (12) 高知大学全学教育機構会議委員会規則第 2 条に規定する各委員会の委員長
- (13) 学務部長
- (14) その他機構長が必要と認めた者

(機構長)

第4条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、理事（教育担当）をもって充てる。

（機構会議）

第5条 機構に、高知大学全学教育機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議に関する事項は、別に定める。

（事務）

第6条 機構の事務は、学務部学務課において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構において定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 高知大学教務・専門教育委員会規則（平成16年規則第335号）、高知大学教職教育委員会規則（平成16年規則第336号）、高知大学情報教育委員会規則（平成16年規則第337号）、高知大学社会協働教育委員会規則（平成18年規則第9号）、高知大学身体障害学生支援委員会規則（平成16年規則第363号）、高知大学就職委員会規則（平成16年規則第340号）、高知大学留学生委員会規則（平成16年規則第341号）、高知大学インターンシップ委員会（平成16年規則第338号）、CBI授業システム協働開発委員会規則（平成16年規則第407号）及び高知大学学生生活サポート委員会（平成16年規則第339号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月31日規則第86号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第136号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 高知大学共通教育実施機構規則（平成19年規則第75号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規則第78号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。